**平成２２年（フ）第２９４号**
岡山県都窪郡早島町早島907番地12
債務者　河原　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２９５号**
岡山県小田郡矢掛町矢掛1806番地
債務者　妹尾　充晃
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第３１６号**
岡山県倉敷市水島東栄町９番８号
債務者　髙橋　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第７４号**
青森県十和田市西二十二番町35番４号　十和田アパート７号
債務者　本田三枝子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第７７号**
青森県三戸郡五戸町字二本柳27番地４　町営住宅第121号
債務者　山辺　明子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第８２号**
青森県三沢市新町２丁目31番地3787号
債務者　秋村　美香
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第２６１号**
群馬県高崎市聖石町５番２号　県住104号
債務者　阿久津　満（旧姓小曽）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１０２８号**
埼玉県北本市朝日３丁目177番地３
債務者　松田　俊男
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０３０号**
埼玉県蓮田市大字蓮田2044番地の４
債務者　海上　博之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０４１号**
さいたま市北区東大成町１―52、住民票上の住所さいたま市北区植竹町１丁目505番地　青山ハイツ202号
債務者　木村　雅彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０７８号**
埼玉県川口市芝塚原２丁目17番７号　渡辺レジデンス106号
債務者　佐々木ひろみ
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１０６号**
埼玉県蓮田市大字馬込1896番地の１　エルディム蓮田ＣｉｔｙⅡ―201号
債務者　中村　光宏
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２１８号**
さいたま市南区内谷３丁目９番15号108
債務者　長谷川修司
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２４１号**
さいたま市大宮区北袋町２丁目489番地　第２センチュリー渋谷405号
債務者　表田眞木子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２５４号**
埼玉県川口市並木２丁目11番８号　土屋荘103号
債務者　其山ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第６０９号**
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目31番16―304号　ソフィア鶴ケ島
債務者　中澤　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第１６８号**
千葉県東金市極楽寺562番地14
債務者　飯沼　　昭
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係